監　事　監　査　規　程

学校法人鎮西学院

2023（令和５）年７月１日施行

学校法人鎮西学院　監事監査規程

（趣旨）

第1条　この規程は、私立学校法(昭和 24 年 12 月 15 日法律第 270 号)第 37 条第 3 項及び学校法人鎮西学院寄附行為（以下「寄附行為」という。）第 17 条第1項の規定に基づき、監事が行う学校法人鎮西学院(以下「学院」という。)の業務及び財産の状況の監査（以下「監査」という。）に関し必要な事項を定める。

（監事の職務）

第2条　監査は、学院の業務及び財産の状況について適正性を確保するとともに、教育・ 研究機能の向上を図り、もって学院の健全な発展及び社会的信頼の保持に資することを目的とする。

（監事の基本的姿勢）

第3条　監事は、公正不偏な立場で適切に監査を実施するとともに、職務上知り得た事項を他に漏洩してはならない。

2　監事は、監査の充実・強化を図るため、理事及び教職員との意思疎通を図り、業務の実態を把握するなど、積極的に必要な情報の収集に努めなければならない。

3　監事は、監査対象部門に対し直接指揮命令してはならない。

（監事会）

第4条　監事は、第 2 条に規定する職務を遂行するため、監事全員により構成する監事会 を設置する。

2　監事会の代表者は、監事の互選により選出する。

3　監事は、監事会において、以下の事項を決定する。

（1）監査方針

（2）監査計画

（3）監査方法

（4）監査報告書の立案及び検討

（5）その他監査実施に当たり必要な事項

4　監事会は、適宜開催する。

5　監事会の事務及び監査に関わる事務は、総務課が行う。

（業務監査）

第5条　寄附行為第 17 条第 1 項第 1 号の業務監査は、学院の業務が法令並びに寄附行為及びその他諸規則に準拠して適正に執行されているかを検証することを目的とする。

2　監事は、以下の事項について確認すべく、監査を実施するものとする。

（1）　理事等による学院の業務執行の内容が建学の精神及びビジョン・中長期計画に準拠して適正に行われていること。

（2）　情報公開が適切に推進されていること。

(3)　教育研究活動の内容が、建学の精神及びビジョン・中長期計画に沿って行われていること。
(4)　理事会決議その他における理事の意思決定が適切であること。
(5)　理事会決議その他において行われる理事の意思決定に関して、善管注意義務、忠実義務等の義務が履行されていること。
(6)　理事長及び業務を執行する理事がその職務の執行状況を適時かつ適切に理事会に報告しているとともに、理事会が監督義務を適切に履行していること。
(7)　理事会及び理事長等が、内部統制を適切に構築し運用していること。
(8)　その他監査において必要と判断されること。

(会計監査)

第6条　寄附行為第 17 条第 1 項第 2 号の財産の状況に関する監査は、会計業務が学校法人会計基準(昭和 46 年文部 省令第 18 号)及び鎮西学院経理規程に準拠し、予算制度に基づき 執行されているかを検証するため、次に掲げるとおり期中及び期末において会計監査を実施する。
(1)　期中会計監査においては、内部統制組織の信頼性を検証し、試査による監査を実施 し、取引記録等の妥当性を監査する。
(2)　期末会計監査においては、期末の財政状態並びに予算管理を含めた資金収支及び事 業活動収支の妥当性を監査する。

(監査の方法)

第7条　監査は、書面監査及び実地監査により行う。
2　監事は、監査の実施にあたり、理事及び教職員に対して質問をし、事実の説明を受け、 又は必要に応じて資料の提供を求めることができる。
3　監査対象部門の者は、監査が円滑に遂行されるように協力しなければならない。
4　監事は、監査の実施にあたっては、学院の業務の円滑な遂行及び教育・研究の特性に 十分配慮しなければならない。

(監査計画)

第8条　監事は、毎会計年度の初めに監査の実施に関する計画(以下「監査計画」という。) を作成するものとする。ただし、必要に応じて行う臨時監査については、この限りでない。
2　監事は、監査計画を作成し、若しくは変更したとき、又は臨時監査の必要を認めるときは、速やかに理事長に通知しなければならない。

(他の監査との連携)

第9条　監事は、私立学校振興助成法(昭和 50 年 7 月 11 日法律第 61 号)第 14 条第 3 項の規定に基づく監査を委嘱している公認会計士又は監査法人及び関係部署と密接な連携を保ち、 情報交換を行い、効率的な監査を実施するよう努めなければならない。
2　監事は、理事長の承認を得て、特定の事項について、関係部署に対して調査を依頼し、報告を求めることができる。

（重要な会議への出席）

第10条　監事は、理事会、評議員会その他理事長が必要と認める学院内の重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

2　監事は、前項の会議への出席の有無にかかわらず、理事及び教職員から審議事項についての説明を受け、関係資料を閲覧することができる。

（監査報告書の作成、提出及び報告）

第11条　監事は、毎会計年度に、当該年度の監査結果を踏まえ、監事会での検討及び協議を経て、監査報告書を作成する。

2　監事は、前項の監査報告書を当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出し、監査の実施状況及びその結果を報告する。

（監査後の措置）

第12条　理事長は、監査報告書に是正又は改善を要する事項がある場合は、速やかに是正又は改善の措置を講じなければならない。

2　監事は、理事長に対して監査報告書に記載した事項の措置状況等について、口頭又は 文書による報告を求めることができる。

（意見の提出）

第13条　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長に意見を提出することができる。

（所管部署）

第14条　この規程に関する事務は、本部事務局の所管とする。

（規程の改廃）

第15条　この規程の改廃は、理事会が行う。

附則　この規程は、2018 年 10 月 29 日より施行する。

学校法人　鎮西学院　監事監査ガイドライン

I.　本ガイドラインの趣旨・目的

1.　趣旨・目的

この監事監査マニュアルは、学校法人鎮西学院監事監査規程に基づき、監査を実施する際の具体的な手順を取りまとめたものであり、監査項目ごとに監査方法を示している。

このマニュアルに従って、監査を確実に実行することにより、学校法人鎮西学院における監査機能を改善・向上させ、経営の健全性を高めることにより、社会の信頼を得ることを目的とする。

2.　監事の監査における補佐体制

鎮西学院の理事及び職員（教員含む）は、本ガイドラインを参考に、監事の監査業務が円滑に実施できるよう、各種報告書・議事録、学内定型文書等の監査に必要な情報の整理・提供に努めるものとする。

II.　業務監査

- 業務監査とは、「私立学校法（第37条）」に基づき、学校法人における会計業務以外の業務活動を対象に、理事等による業務運営が法令、寄附行為等に準拠して適正かつ有効的及び効率的に行われているかどうかを検証し、その結果を利害関係者へ報告する行為である。
- すなわち、理事会により定められている内容が、建学の精神・理念及び社会の要請に沿っているか、中長期的展望に立った明確なビジョン・将来像に基づいた具体的な運営方針、さらには、自らの存在が社会的存在理由に則しているかの検証を行う。
- また、理事等による学校法人の業務執行の内容が、経営方針等に準拠して適正に行われているか、ディスクロージャーを推進しているか、教育研究活動の内容が経営方針に沿って行われているかどうかを、自己点検・評価及び第三者評価資料に基づき検証する。その目的は学校法人の社会的信頼を高めることである。
- 以上の基本方針のもと、鎮西学院の業務監査は、「理事会の運営に関する監査」「理事等の業務の執行に関する監査」「教学監査」の 3 つの事項について行う。

1.　監査項目

（1）理事会の運営に関する監査

理事会の運営に関す監査は以下の監査項目により行う。

①　意思決定の前提となる事実認識に重要かつ不注意な誤りがないこと

②　意思決定過程が合理的であること

③　意思決定内容が法令又は寄附行為等に違反していないこと

④　意思決定内容が通常の法人経営者として明らかに不合理ではないこと

⑤　意思決定が理事の利益又は第三者の利益ではなく当学校法人の利益を第一に考えてなされていること

⑥　理事会決議その他において行われる理事の意思決定に関して、善管注意義務、忠実義務等の義務が履行されていること

⑦　理事長及び業務を執行する理事がその職務の執行状況を適時かつ適切に理事会に報告していること

⑧　理事会が監督義務を適切に履行していること

（2）理事等の業務の執行に関する監査

①　理事会決議その他における理事の意思決定が明らかに不合理でないこと

②　理事会の監督義務を履行していること

③　理事会の決定に基づき、以下の内部統制を運用していること

A.　理事及び職員の職務の執行が法令及び寄附行為等に適合することを確保するための体制

B.　理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

C.　損失の危険の管理に関する規定その他の体制

D.　理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

E.　監事監査の実効性を確保するための体制

（3）教学監査

教学監査は、大学、高等学校、幼稚園の各部門における業務について監査を行う。

【大学部門】

大学認証評価制度における教学関連の評価項目に準じて監査を行う。

①　使命・目的・教育目的・3 つのポリシー（「ディプロマ・ポリシー（卒業認定の方針）」「カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施の方針）」「アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）」）の設定と教育諸活動に関する計画・運営体制へのそれらの反映状況に関すること

②　学生募集・入学者選抜、学修支援、キャリア支援、修学・就学支援、学習環境の整備等に関すること

③　教育課程及び教授方法、学修成果の点検・評価に関すること

④　大学の意思決定と教学マネジメントに関すること

⑤　教員・職員の適切な配置と職能開発に関すること

⑥　地域産学連携・地域貢献の取り組みに関すること

⑦　研究支援に関すること

⑧　教育の内部質保証に関すること

【高校部門・認定こども園部門】

高等学校と認定こども園における教学に関する業務については、概ね、文部科学省の学校評価ガイドラインの以下の 12 項目にそって、私立学校の特性に配慮しつつ、監査を行う。

①　教育課程・学習指導に関すること

②　キャリア教育（進路指導）に関すること（高等学校）

③　生徒指導に関すること（高等学校）

④　保健管理に関すること
⑤　安全管理に関すること
⑥　組織運営に関すること
⑦　研修（資質向上の取組）に関すること
⑧　教育目標・学校評価に関すること
⑨　情報提供に関すること
⑩　保護者、地域住民等との連携に関すること
⑪　預り保育・子育て支援（幼稚園）に関すること
⑫　教育環境整備に関すること

2.　監査方法

業務監査の大項目	監査方法
(1)理事会の運営に関する監査	● 理事会・評議員会への出席・意見陳述 ● 議事録・起案書等、業務の執行に必要な重要書類の閲覧及び管理状況の点検 ● 理事及び職員の業務執行に関するヒアリング
(2)理事等の業務の執行に関する監査	
(3)教学監査	● 部門毎の評価項目にそった自己点検評価報告書による教学上の業務に関する書面監査 ● 部門長・職員及び学生・生徒・保護者等関係者へのヒアリング ● 議事録・起案書等、業務の執行に必要な重要書類の閲覧及び管理状況の点検

III. 会計監査

会計監査は、証憑に基づく帳簿への記録、決算書類作成等の一連の会計処理過程を調査し、事実と最終結果である計算書類との照応関係を検証し、その結果を利害関係者へ報告する行為である。

すなわち、学校法人における会計業務が、「学校法人会計基準」に準拠し、さらに、予算統制制度に基づいて執行され、その結果としての資金収支・事業活動収支内容の適正性、さらには、将来計画を含めた財政的基盤の確立がなされているか等の検証を行い、利害関係者へのアカウンタビリティを果たすことである。

(1) 期中会計監査

期中会計監査は、残高監査中心の期末会計監査とは違い、期中取引記録の監査を中心とし、予算の執行を含め、より適正な職務執行がなされているかどうかの検証を行うことを目的とする。近代監査では内部統制が適切に整備・運用されていることが前提とされ、精査によらず試査という概念を導入し、一部取引記録をサンプリングし、適正性の検証を行い、それをもって全体を推定するという監査技法を用いる。したがって、期中取引の段階から内部統制の整備・運用状況の検証を行う必要がある。

監査項目	監査方法
① 内部監査部門、会計監査人の監査方針・監査計画の相当性 ② 予算(補正予算等含む)の執行状況の適正性 ③ 期末収支予想の適正性 ④ 取引記録の正確性 ⑤ 固定資産の購入、廃棄・譲渡等の手続きの適正性、価格の妥当性	ア 財務担当理事(法人事務局長)から報告を受ける。 イ 調査対象となる部や課ごとに、ヒアリングや事前質問に対する文書での回答を得る。 ウ 理事会等の付議事項を再確認し、その履行状況等についてヒアリングする。 エ 会計的な処理状況を各種資料に基づき説明を受けるとともに、会計監査人からの指摘事項を受け、さらに、会計監査人との連携を図る。 オ 予算統制制度を採用していることに鑑み、 ・ その実行行為が予算内の執行か ・ 各種規則・内規等に従って適正に処理されているのか ・ 業務の執行は経済的・効率的に行われているのか ・ 全体として当該機関の目的を達し、効果をあげることができたか などについて検証し、さらに、予算に不備等がある場合には補正予算を組み、より実態に即した予算統制がなされているかについて検証する。

(2) 期末会計監査

期末の財産の状況に関する事項は、期中会計監査の結果を受け、予算外執行処理の妥当性、予算差異の内容分析、資産については実在性等、負債については網羅性等、基本金については合目的性等を検証し、さらには、計算書類間の整合性等を検証し、期末の財政状態並びに資金収支・事業活動収支の適正性を検証し、利害関係者に報告することを目的とする。

監査項目	監査方法
① 会計処理対象の網羅性 ② 計算書類(資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表)、財産目録の真実性及び明瞭性 ③ 予算と決算の差異(予算の実行額が適切に表示されているか)並びにその年次比較の適切性 ④ 計算書類、財産目録の適法性、合目的性及び整合性 ⑤ 勘定科目の適正性 ⑥ 管理経費と教育研究経費の区分の適切性 ⑦ 会計帳簿の適正性 ⑧ 証憑書類(稟議書、見積書、請求書及び領収書等)の保管状況の適切性 ⑨ 財産の管理状況(財務の健全性、特異な支出・資金移動の有無)の妥当性 ⑩ 固定資産の教育用と管理用の区分の適切性と実在性 ⑪ 基本金の組入れ、取崩し、修正の適正性 ⑫ 資産・負債の含み損益把握の適切性 ⑬ 決算整理の適正性 ⑭ 計算書類における注記事項の開示の適切性 ⑮ 各活動別の資金収支差額及び事業活動収支差額等の把握と中長期的な視点に立った財務状況の健全性	カ 会計監査人等から、監査方針・実施計画・監査日数等にかかる報告を決算監査前に受け、意見を述べるとともに、実施された財産監査の状況及び問題点について報告を受ける。 キ 予算書、稟議書、見積書、請求書及び領収書等を閲覧する。 ク 予算執行状況を把握すべく、「計算書類と元帳」「勘定科目と支出内容」「元帳と証憑書類」「計算書類・帳簿類と現物」「決裁文書と契約書類」とを検証する。 ケ 資金運用にかかる規程(経理規程等)あるいは一定のマニュアルに基づく資金運用がなされているかどうかを検証するとともに、運用実績に係る報告を受ける。 コ 運用資金、支払準備資金及び有形固定資産の実査を行い、必要に応じて預り証、残高証明書等の証拠を入手し検証する。 サ 財産目録を検証し、特異な内容について質問し妥当性を確かめる。 シ 事業報告書を検証し、特異な内容について質問し妥当性を確かめる。 ス 直接監査対象とされていない活動区分資金収支計算書等を含め、前年度との比較のみでなく、過去数年間にわたる経年的推移を部署別、目的別にグラフ化し、検証する。 セ 財務状況の推移を通した現状の認識と今後の見通しを検証する。 ソ 基本金の組入処理は計画に基づき正しく行われているかを検証する。

Ⅳ. 監査計画

別紙

Ⅴ. 監査報告書 等

1. 監事監査調書

監事は、による監査計画に基づき実施した監査の内容、判断の過程及び結果を記録した監査調書（別紙様式）を作成し、保管することとする。

2. 監査報告書

(1) 監査報告書の法的位置づけ

私立学校法（第３７条第３項）では、「学校法人の業務を監査すること」、「学校法人の財産の状況を監査すること」として、監事の職務が規定されているとともに、「学校法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること」とされている。

また、同法の改正により、監事は「学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後２月以内に理事会及び評議員会に提出すること」となった。

監査報告書については、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書とともに、「各事業所に備えて置き、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない」となっている。

(2) 監査報告書の趣旨・目的

監査報告書は、「監査の対象」、「実施した監査の概要」、「監査の結果」等を記載し意見を表明するなど、監査結果を正確に伝える手段であるとともに、その内容を記録として残すことで、監事が自己の意見に関する責任を正式に認める手段としての重要な報告書である。

また、監査報告書を作成することにより、監査業務を締めくくるとともに、フォローアップへ向けての出発点であるとも位置づけることができる。

(3) 監査報告書における追記情報

更に、学校法人の継続性に重要な不確実性が認められる場合には、理事等がその旨を計算書類において開示するとともに、監事は当該記載がある場合には当該記載が適切であるか否かを検討し、重要な不確実性記載が認められるにもかかわらず適切に記載されていないと判断した場合には監査意見を検討するとともに、監査報告書にその旨を追記することが考えられる。

なお、追記情報とは、監事の判断に関して説明を付する必要がある事項又は計算書類及びその附属明細書の内容のうち強調する必要がある事項であるが、その他以下の項目について記載することが考えられる。

1) 正当な理由による会計方針の変更
2) 重要な偶発事象

3)　重要な後発事象

(4) 監査報告書のひな型等

以下に、監事監査報告書の標準的なモデル（雛型）を参考までに示す。今後は、この雛型を参考にして監査報告書を定期的に作成し、財務諸表とともに、監査終了後の一定期間内に学院ホームページをはじめ、積極的に公開することとする。